

## 平成24年第2回上里町議会定例会会議録第2号

平成24年3月6日（火曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第 6 (町長提出議案第3号) 上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 (町長提出議案第4号) 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 (町長提出議案第5号) 上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 (町長提出議案第6号) 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例条例及び上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 (町長提出議案第7号) 上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 (町長提出議案第8号) 上里町ふるさと基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について
- 日程第12 (町長提出議案第9号) 上里町事務手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 (町長提出議案第10号) 上里町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 (町長提出議案第11号) 上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 (町長提出議案第12号) 上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 (町長提出議案第13号) 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 (町長提出議案第14号) 上里町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 (町長提出議案第15号) 上里町印鑑条例の一部を改正する条例について

- 日程第 1 9 (町長提出議案第16号) 上里町自転車等放置防止条例について  
 日程第 2 0 (町長提出議案第17号) 上里町空き家等適正管理条例について  
 日程第 2 1 (町長提出議案第18号) 上里町営住宅条例の一部を改正する条例について  
 日程第 2 2 (町長提出議案第19号) 児玉都市計画事業神保原駅南土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例について  
 日程第 2 3 (町長提出議案第20号) 児玉郡市広域市町村圏組合の共同処理する事務及び規約の変更並びに財産処分について  
 日程第 2 4 (町長提出議案第21号) 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について  
 日程第 2 5 (町長提出議案第22号) 上里町道路線の廃止について  
 日程第 2 6 (町長提出議案第23号) 上里町道路線の認定について

出席議員(13人)

1番	植原育雄君	2番	山下博一君
3番	植井敏夫君	4番	高橋正行君
5番	納谷克俊君	6番	中島美晴君
7番	荒井肇君	8番	新井實君
9番	小暮敏美君	10番	沓澤幸子君
11番	高橋仁君	12番	伊藤裕君
13番	根岸晃君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	高野正道君
教育長	山下武彦君	総務課長	戸矢隆光君
総合政策課長	石原秀一君	町民環境課長	木村隆之君
福祉こども課長	関根健次君	健康保険課長	高杯一美君
まち整備課長	岩田貞祐君	生涯学習課長	庄邦雄君

事務局職員出席者

事務局長 横尾邦雄 主任 戸矢信男

開 議

午前9時00分開議

議長（伊藤 裕君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。

日程第6 町長提出議案第3号 上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について

議長（伊藤 裕君） 日程第6、町長提出議案第3号 上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第3号 上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第3号について、上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。国における病気休暇制度及び特別休暇制度の改正に伴い、所要の改正を行いたく本案を御提案申し上げるものでございます。

次に、概要でございます。

人事院規則15の14の一部を改正する規則の施行により、国家公務員の病気休暇制度が改正されました。長期病休者が増加していることから、1回の病気休暇の上限を設定し、長期にわたり療養が必要な職員に対しては療養に専念できるよう休職させる趣旨となっております。なお、結核性疾患による特例も廃止となります。このことを踏まえ、条例の一部を改正いたしたく、本案を提案するものでございます。

次に、条文の骨子について御説明を申し上げます。

第2条につきましては、略称規定によりまして育児休業法に改めるものでございます。

第13条第2項につきましては、病気休暇の期間は療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とするものでございます。第1号では、公務災害、通勤災害の場合、第2号では町の衛生管理規定により勤務の軽減を受けた場合、この1号、2号以外の場合における病気休暇の期間につきましては、連続して90日を超えることはできないものとするものでございます。

第3項につきましては、連続する8日以上期間の病気休暇を使用した職員が、その病気休

暇の期間の末日の翌日から実勤務日数が20日に達するまでの間に、再び病気休暇を使用したときは、前後の病気休暇の期間は連続しているものとみなすものでございます。

第4項につきましては、使用した病気休暇の期間が90日に達した日以後においても、引き続き当初の病気とは明らかに異なる病気のために療養する必要があるときは、当該90日に達した日後においても、当該明らかに異なる病気休暇を承認することができるものでございます。

この場合において、当該明らかに異なる病気にかかった日以後における病気休暇の期間は、90日を超えることができないと規定するものでございます。

第5項につきましては、使用した病気休暇の期間が90日に達した日の翌日から実勤務日数が20日に達するまでの間に、当初の病気とは明らかに異なる病気のため療養する必要があるときは、当該明らかに異なる病気にかかわる病気休暇を承認することができる。この場合において、当該病気休暇の期間は、連続して90日を超えることができないと規定するものでございます。

第6項につきましては、病気休暇の期間計算において、連続する病気休暇の間にある週休日、休日、病気休暇以外の休暇等により勤務しない日は、病気休暇使用した日とみなして計算をすることとするものでございます。

第7項につきましては、今回の改正にかかわる第2項ただし書き書及び第3項から第6項までの規定は、退職制度が適用されない臨時的職員、条件付き採用期間中の職員には適用しない旨を規定したものでございます。

第14条につきましては、人事院規則の改正に合わせて「認める」を「認められる」と用語の整理を行うものでございます。

附則につきましては、この条例は平成24年4月1日から施行し、改正後の上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の13条の規定は、この条例の施行日以後に使用した病気休暇から適用することとしております。

また、疾病の種類による特例的な上限期間がなくなることにより、結核性疾患による場合にあっては1年を削るものでございます。他の病気と同様に90日となるわけでございます。

以上、上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。慎重御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第3号 上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 町長提出議案第4号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（伊藤 裕君） 日程第7、町長提出議案第4号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第4号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第4号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。スポーツ基本法が公布されたことに伴い、上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するため、本案を御提案いたしましたものでございます。

このたびの改正における概要でございますけれども、スポーツ振興法（昭和36年）の全部改正により、新たにスポーツ基本法が平成23年8月24日から施行され、「体育指導委員」の名称が「スポーツ推進委員」と変更されたため、本例中の該当名称を変更するものでございます。

それでは、改正条文の骨子について御説明を申し上げます。

別表第2条、第3条関係中の職名「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」と改正するものでございます。

附則でございますけれども、施行期日は平成24年4月1日としております。

スポーツ推進委員の関係でございますけれども、現在の体育指導委員の役割は、近年スポー

ツの実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言のみならず、スポーツの推進のための事業の実施にかかわる連絡調整としての役割が重要性を増していることから、新法ではこうした職務が規定上、追加されるとともに、当該職務をより適切にあらわす観点から「スポーツ推進委員」に名称を変更したものでございます。

以上をもちまして、議案第4号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の提案説明及び内容説明といたします。慎重に御審議をいただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第4号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 町長提出議案第5号 上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 9 町長提出議案第6号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例条例及び上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例について

日程第10 町長提出議案第7号 上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議長（伊藤 裕君） 日程第8、町長提出議案第5号 上里町長及び副町長の給与等の特例

に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件、日程第9、町長提出議案第6号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例条例及び上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例についての件、日程第10、町長提出議案第7号 上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件、以上の3件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。なお、議案第5号から議案第7号までの説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第5号 上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

議案第5号 上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由といたしましては、厳しい行財政環境を勘案し、行政改革推進及び財政負担軽減のため、上里町長、副町長及び上里町教育委員会教育長の給与等の特例措置を継続いたしたく、本案を提出するものでございます。

円高や海外経済の減速による景気の下振れリスク等によって、我が国も大変厳しい経済情勢にございます。市町村においてもその影響が町税の減収となってあらわれております。こうした厳しい財政状況を踏まえ、改めて効率的な行財政運営を図るため、行政改革推進の継続が求められております。

平成17年度から特例条例によって行ってまいりました町長及び副町長の給与20%、教育長の給与15%、それぞれ削減することについて、その期間をさらに1年間延長するものでございます。

改正概要、条文の概要でございます。

第1条では、上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例の一部改正でございます。附則第2項中、平成24年3月31日を平成25年3月31日に改めます。

第2条では、上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部改正でございます。附則第2項中、平成24年3月31日を平成25年3月31日に改めます。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上をもちまして、上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例についての提案及び内容説明といた

します。慎重御審議をいただきまして、御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議案第6号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例条例及び上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例について。

議案第6号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例条例及び上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由といたしましては、厳しい行財政環境を勘案し、行政改革の推進及び財政負担軽減のため、上里町議会の議員の費用弁償等、及び上里町特別職の職員で非常勤のものの費用弁償等に関する特例措置を継続いたしたく、本案を提出するものでございます。

先ほど町長、副町長及び教育長の給与削減で申し上げましたとおり、市町村においても大変厳しい財政状況でございます。行政改革推進のため平成18年から実施しております議員及び非常勤特別職の費用弁償の支給停止について、さらに1年を延長するものでございます。

改正概要、条文の概要でございます。

第1条では、上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部改正でございます。附則第2項中、平成24年3月31日を平成25年3月31日に改めます。

第2条では、上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部改正でございます。附則第2項中、平成24年3月31日を平成25年3月31日に改めます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上をもちまして、上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例条例及び上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例についての提案及び内容説明といたします。慎重に御審議をいただき、御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議案第7号 上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

議案第7号 上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由といたしましては、厳しい行財政環境を勘案し、行政改革推進及び財政負担軽減のため、上里町一般職職員等の旅費の特例措置を継続したく、本案を提出するものでございます。

議案第5号及び議案第6号で申し上げましたとおり、一般職等職員が出張した際の旅費のうち、日当についての支給停止をさらに1年延長するものでございます。

改正概要、条文の概要でございます。



上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の附則第3項で規定しております失効期限について、平成24年3月31日を平成25年3月31日に改めます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上をもちまして、上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例についての提案及び内容説明といたします。慎重に御審議をいただき、御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑ありませんか。

10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 10番の沓澤です。

まず、議案第5号でありますけれども、平成17年から行ってきた特例をさらに1年間延ばすということでありまして、減額の額、町長、副町長、教育長、それぞれお答えいただきたいというふうに思います。

17年からですと、24年までいきますと8年、今度8年目に入ることになりますけれども、これから答弁いただきます金額にかける8年分がずっと減額してきたということになると思うんですけれども、1年、1年この条例を延ばしていく方法がいいのかどうか、その辺も今後の考え方をお聞きしたいというふうに思います。

次、議案第6号でありますけれども、同じく議員の費用弁償と特別職の職員で非常勤のもの費用弁償を、これ平成18年からだと思っておりますけれども、停止にしてきたことでもありますけれども、特別職の職員で非常勤のもの人数というのは何人になって、平成24年度の予算で見るとどのぐらいの減額になるのか、平成23年度のほうで見たほうがいいのかもしいんですけれども、このことによってどれだけの減額になるのか、議員、特別職の職員で非常勤のもの、それぞれお答えいただきたいというふうに思います。

また、第7号におきましても、出張した時の日当についての支給停止、これも18年からやっけてきていると思っておりますけれども、このことによって年間どのぐらいの影響があるのか、お願いしたいというふうに思います。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 近年の大変厳しい経済情勢の中で、上里町もずっと行政改革を進めてきたわけでございます。まだまだ行政改革も進めていかなくてはならない、そういう状況下に

あるわけございまして、そういった中で、議員の日当の支給を停止するとか、職員の旅費の日当等も今日までずっと続けて17年度からやらせていただいておりますけれども、まだまだこういう財政状況の中で、まだまだ我々が身を切って模範を示して、そして皆さんにも行政改革と一緒に伴って考えていただきたい、そういう意味で今日までしてきたわけございまして、これを条例を改正してしまっ、2割減の、条例を改正することは別に私もやぶさかではないというふうに思っておりますのでございまして、一旦条例を改正してしましまして、減額をしてしましますと、今度次にある程度経済情勢が良くなった時、また時代が変わって、世代が変わってきて、新しい長が選任された時に、またこの条例を改正するというような、非常に難しさもあるんじゃないかということで、1年1年お願いをして、今日までしてきたわけございまして、もう少しの間、こういう状況の中でやらせていただければというふうに思っておりますので、ひとつ御理解をいただきたいというふうに思っておりますのでございまして。

また、議案第6号、7号については、副町長のほうからお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、具体的には金額だとか、そういう面については、担当課に説明をさせていただきたいと思っております。

議長（伊藤 裕君） 総務課長。

〔総務課長 戸矢隆光君発言〕

総務課長（戸矢隆光君） 特別職の人数につきましては、754人でございます。また日当、費用弁償でございますけれども、22年度の計算によりますと、浦和に行ったことを仮定しますと554回、1,500円掛けますと83万1,000円という数字でございます。

それと、減額による効果ということでございましたけれども、総額につきましては、給料が446万7,600円、賞与が169万1,172円ということで、615万8,772円でございます。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第5号 上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

これより議案第6号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例条例及び上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

これより議案第7号 上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 町長提出議案第8号 上里町ふるさと基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について

議長（伊藤 裕君） 日程第11、町長提出議案第8号 上里町ふるさと基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第8号 上里町ふるさと基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について。

初めに、提案理由ですが、上里町ふるさと基金の所期の目的を達成したことから、この基金を廃止したいので本案を提出するものでございます。

改正概要でございます。

上里町ふるさと基金設置、管理及び処分に関する条例は、平成元年3月23日に公布されまし

た。本条例を平成24年3月31日をもって廃止するものでございます。

ふるさと基金は、昭和63年当時の竹下内閣が自ら考え、自ら行う地域づくり事業、通称ふるさと創生事業として全国の自治体に対して昭和63年と平成元年の2年間で1億円が用途を特定せずに地域振興に加わる資金として交付をされたものでございます。

町では、この資金の活用方法といたしまして、地域づくり事業と人材育成事業に活用することとし、人材育成事業に係る経費として5,000万円を基金に積み立て活用いたします、ふるさと基金を設置したものでございます。

また、地域づくり事業も昭和63年度以降に執行予定の資金についてもこの基金に積み立て、各小学校区域ごとに地域連帯感を図るための助成金の交付や郷土かるたの作成に活用をいたしました。

さて、人材育成事業に係る資金の具体的な活用にあたりましては、ふるさと創生人材育成基金事業推進委員会を設置し、検討を行い、将来を担う中学生を対象とした海外体験事業といたしました。平成3年に第1回中学生海外派遣事業がシンガポールを研修地として実施され、その後も毎年この資金を活用し、中学生海外派遣事業を実施し、これまでに延べ20回、派遣人員も延べ377名に達しております。この間、国際情勢の影響もあって、テロやインフルエンザなどによりまして、海外派遣事業の中止や国内事業に変更といったこともございました。

ふるさと基金は、当初運用利子を活用して海外派遣事業を実施していましたが、その後の低金利時代の到来により、運用利子だけでは事業資金を賄うことができないことから、元金を取り崩しながらの実施となりました。基金残高も年々減少し、平成23年度中学生海外派遣事業をもってすべての資金を消化し、残高がゼロとなったわけでございます。

中学生海外派遣事業も開始した当初は人気が高く、大勢の参加応募者がございました。ここ数年は参加応募者も減少傾向にございました。この20年間で社会情勢も大きく変化し、地域における国際化も浸透し、海外旅行に出かける人も大変多くなっており、こうしたことも影響したものと考えております。

また、児玉郡市でも中学生の海外派遣事業を本庄市、美里町、神川町、旧神泉村も実施していましたが、数年前から順次事業を廃止しております。

第1回の中学生海外派遣事業に参加された生徒も、今や30代の社会人となり、多くの方々が社会で、地域で活躍をされていることと思います。ふるさと基金が目的とする人づくりも今回の中学生派遣事業をもってその役割を終了とさせていただきますが、この基金が果たした人材育成事業が多くの実績を上げ、所期の目的を達成したものと考えております。

以上をもちまして、上里町ふるさと基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例についての説明とさせていただきます。慎重審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願

い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑ありませんか。

9番、小暮敏美議員。

〔9番 小暮敏美君発言〕

9番（小暮敏美君） 先ほど副町長のほうから、上里町ふるさと基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止、なぜ廃止するかということを非常にわかりやすく説明をいただきましたが、何点か確認の意味で質問させていただきます。

非常に20何年間という長い事業であったなというふうに思うんですが、この条例の第1条の目的の達成率、内容においては地域づくり、人材育成という二本立てでやってきたのかなというふうに思うんですが、地域づくりの目的、達成率、その内容、また人材育成に対する目的、達成率、その内容において御説明いただければなというふうに思います。

あわせて、人材育成においてなんですが、将来の町づくりの中心的な役割を担う若い人材を育成するために、この海外派遣を実施してきたというふうに文言で書いてあります。どういうふうに今現在、この上里町、377名の参加者がどのような状態で上里町の発展のために参加をされているのか、具体的に御説明願います。

議長（伊藤 裕君） 副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） ふるさと事業の関係の達成率についてということで御質問をいただきました。この事業については、地域づくりと人材育成と、この2本柱でこの基金を活用いたしまして進めてきたところでございます。

地域づくり、人材育成ということを具体的に、例えば50%、80%ということで、数字で挙げるということは非常に難しい部分もございます。その辺については御理解をしていただければと思います。

まず、地域づくりの関係でございますけれども、先ほど御説明申し上げましたように、具体的には郷土かるたの作成、またそれ以外に、当時各小学校区でのお祭りですかと、またイベント等の助成等を行ったところでございます。

特に、郷土かるたについては、毎年かるた大会を1月に小学生を対象に行いまして、それ以前にも各小学校のほうでもこのかるたを使いまして、いろいろと上里町の歴史や文化、そういうものを学ぶような形で進めておりますので、非常に郷土かるたについては効果がありましたし、また各地域ごとの、当時各区長さんを中心としているんな地域づくりを行ったと思います

けれども、各小学校区の特色にあわせましてやったということで、非常に効果があったというふうに考えております。当時1億円ということでございますから、大変多額の金額でございますけれども、全国的には使途についてもいろんな議論の中で、金塊を買ったとか、いろんな話もございましたけれども、町は基金の中に流動いたしまして、一遍に使うということではなくて、地域づくり、人材育成の中で長期的な視点に立って進めたということで、具体的な達成率何%というのは申し上げられない部分もございますけれども、大変有効に活用されたということでございます。

また、もう一つの人材育成の関係でございますけれども、これについては平成3年から海外の派遣事業ということでございます。当初は、やはり外国というのがなかなか子どもたちが行けない、いろんな英語の体験ですとか、国際交流、そういうものがなかなか各家庭でも行けないということで、町を挙げて募集をいたしまして、非常に効果があったというふうに考えております。

具体的に、その子どもたちがどういう形で上里町に貢献しているのかということでございますけれども、これについても、なかなか数字ではあわせない部分もございますけれども、この中では、上里町の職員として活躍をされている職員もおりますし、それ以外にも私も何回か担当になったこともございますけれども、行った方から、町で声をかけていただいたり、また、こういう仕事についているんですよとか、中学生の時に行ったことが、今の自分に非常にプラスになったよとか、そういうお話はいただいているところでございます。

この関係については、推進委員会の中でもどのような具体的な効果があったのか、そして行った人たちが、今、日本全国、上里町に何人残っていて、どこへ行っているのかという追跡調査をしたらというような委員会の中でも御意見ございましたけれども、実際にはなかなか難しさもありまして、行ったすべての方が国内、また上里町、町外に何人いるというのは、正式な人数は把握できていないのが状況でございます。

しかしながら、海外派遣事業については、先ほど申し上げたような理由で、町といたしましては次代を担う青少年の健全育成のために大変効果があったというふうに思っているところでございます。

議長（伊藤 裕君） 9番、小暮敏美議員。

〔9番 小暮敏美君発言〕

9番（小暮敏美君） 非常に納得する御答弁いただきました。

何人かの方が職員で採用されているということで、非常に本当によかったなというふうに思います。やはりそういう体験をした方が、町ないし町内の関係した施設に勤めていただいているということは、非常にプラスになるし、アピールも十分できて、期待持てるのかなというふ

うに思います。

これはぜひ町長に質問なんです、ここでそういう事業は終了してしまいます。たしか、ほかで考えるというようなことを、町長はどこかで言ったような気が、言いませんでしたっけ。まあ、似通った事業の答弁をしたような記憶があるんですが、してなかったら、ちょっと取り下げたいと思うんですが、余りお金のかからない中でも、郷土を愛する上里町に、町民の方、また若い人が関わる何か事業的なものを、逆に言えば中学校だけではなくて、小学校を含めての何かそういうふうな考えがどこか奥底にもあれば、御答弁願えればというふうに思うんですが、よろしくをお願いします。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） この事業も会を重ねること20回も数えているわけでございます。できれば、将来、上里町に残って、上里町の町づくりのために、小暮議員のおっしゃったように、地域づくりのために働いていただきたい、そういう思いがたくさんあるわけでございますけれども、先ほど副町長がおっしゃられたように、上里町の役場の中でいろいろ活躍している方も多い。

これが必ずしも上里町に残らなくても、外で、また第一線として活躍していただければ、それなりの効果はあったのではないかな、そんな思いがしておるわけでございます。これを何とかほかの形で残せないか、そういう考え方も非常にあったわけでございまして、今日までいろいろ検討をさせていただきました。私も何とか何らかの形で残せばいいなという思いでおったわけでございますけれども、今の厳しい財政状況の中であるわけでございますけれども、これは、希望する方におかれましては、わずかではございますけれども、予算を計上いたしましてやらせていただくということで、多少ではございますけれども、予算を計上させていただいております。

詳細については、副町長のほうからお話をさせていただきたいということでございますけれども、その気持ちは全く変わっていないということは事実でございますので、ひとつよろしくお話ししたいと思います。

議長（伊藤 裕君） 副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） それでは、先ほど町長のほうから考え方については答弁ございましたけれども、具体的にこの中学生の海外派遣事業を何とか形を変えても、青少年の健全育成のために事業を継続していきたいという、これについては推進委員会の皆さんも強い要望でございましたし、議会の中でもいろんな御意見がございました。

そういうのを受けまして、平成24年度の当初予算の中に中学生の体験研修型の参加費の補助事業というものを計上させていただきました。具体的な内容につきましては、海外での語学研修、ホームステイ、留学、また国内でのさまざまな宿泊研修、ボランティア体験、そういったものに対しまして、海外については限度額が10万円、国内については5万円ということで、50万円の体験型の補助事業を平成24年度で当初予算の中をお願いをしているところでございます。

議長（伊藤 裕君） 9番、小暮敏美議員。

〔9番 小暮敏美君発言〕

9番（小暮敏美君） すいません、予算通る前に聞いてしまって申しわけございません。

非常にぜひそういう形で、やはりいいものはいいと、どんな形でも少し残ってれば、やはり復活もできるし、全くなくなって、何かのきっかけがなくて真っ白になってしまいますと、そこにまた一つの点を打つのは大変な努力が要るかなと思います。ぜひ、少ない投資であっても、そういう事業を存続していただくということで、非常にありがたいなというふうに思います。

ほかの事業においても存続できるものは、いいものはいいという形で、ぜひ町長においては進んでいただきたいなというふうに思います。ありがとうございました。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第8号 上里町ふるさと基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 町長提出議案第9号 上里町事務手数料条例の一部を改正する条例について

議長（伊藤 裕君） 日程第12、町長提出議案第9号 上里町事務手数料条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。



副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第9号 上里町事務手数料条例の一部を改正する条例について、御提案申し上げました議案第9号 上里町事務手数料条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございます。県からの権限移譲による廃棄物再生事業者登録申請手数料を定めるとともに、住民票の写しの手数料及び免除規定等を整備するため、本案を提出するものでございます。

条文の概要でございます。改正の内容について御説明を申し上げます。

第2条関係につきましては、まず第2条第19号、20号の改正では、住民票の手数料関係でございます。現行の第19号、20号では「住民票抄本」「謄本」と規定をしております。住民票には、戸籍とは違い抄本・謄本という概念がないことから、「住民票（個人票）」と「世帯票の写しの交付」に改めるものでございます。

手数料については変更がございません。

次に、第43号を新たに加える規定につきましては、平成24年4月から埼玉県から廃棄物の処理及び清掃に関する法律による廃棄物再生事業者の登録、登録証明書の交付、届け出の受理、登録の取り消しの事務が町に移譲されることにより、廃棄物再生事業者登録申請手数料4万円を手数料条例に規定するものでございます。

なお、この手数料の4万円につきましては、埼玉県の手数料条例と同額を規定しているものでございます。

次に、第2条第2項関係につきましては、紙1枚をもって1件とし、1枚増すごとに150円を追加する事務を特定していくものでございます。

次に、第5条関係につきましては、手数料徴収免除の規定でございます。現行では、手数料を徴収しない事務が第1号から第9号まで列記されております。これに該当する者は手数料を徴収しないわけではありますが、例えば、第5号で生活保護法の適用を受けている者からの申請があった場合、住民票や証明書等を発行する担当課では、その方が生活保護法の適用を受けているか否かを判断できないため、手数料を徴収してしまうおそれがございます。そのため、申請者本人からの申し出により徴収免除を行う旨の規定を新たに追加する改正でございます。

また、3号の改正関係につきましては、盲導犬にかかわる犬の登録、鑑札の再登録手数料等を免除する規定であります。関係する号、番号に誤りがあるため、改めるものでございます。

附則でございますが、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑ありませんか。

10番、沓澤幸子議員。

〔 10番 沓澤幸子君発言 〕

10番（沓澤幸子君） 説明で大体わかったんですけども、手数料の免除を受けようとする者は、申請の時にその旨を申し出なければならないということについてお尋ねしたいと思えます。

これは申請書の中にそういう記述があって、自分がそこをチェックするという、そういう申請の仕方なんでしょうか。それとも口頭で職員の方がとって下さって、答えるという、そういう申請の仕方なんでしょうか。

議長（伊藤 裕君） 町民環境課長。

〔 町民環境課長 木村隆之君発言 〕

町民環境課長（木村隆之君） 申請書には特に免除に関する規定を書く欄はございませんけれども、申請書の一番下の備考欄等に、年金の関係で戸籍謄本を免除する場合とか、そういうのは一番下の備考欄に書いていただくような形をとって行っておるところでございます。

以上です。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑ありませんか。

10番、沓澤幸子議員。

〔 10番 沓澤幸子君発言 〕

10番（沓澤幸子君） ただいまのところなんですけれども、いわゆるこれがきちっと申請主義でやっていくわけですから、そういう記述を書く部分が一番下にあるということで、そこに書かなかった場合は、そのまま手数料を取られるということになるわけですね。

ですから、説明されないと、そういうところに書くということを知らないで、すっと通ってしまう場合もあるということになりますのでしょうか。1回1回確認していただくということが必要になってくるんじゃないかなというふうに思いますけれども、どうなんでしょうか。

議長（伊藤 裕君） 町民環境課長。

〔 町民環境課長 木村隆之君発言 〕

町民環境課長（木村隆之君） 窓口に免除規定の関係のわかるような形で表示をするとか、その辺の工夫はしていきたいというふうに考えていますけれども、年金請求の場合で、戸籍謄本等を必要とする場合は、その方の年齢や、その方自身が請求と記載する例が多いということなんですけれども、また同時に年金請求の場合は、住民コード入りの住民票を一緒にというこ

とが多いので、うちのほうもそれで判断できるということはありません。

窓口で何らかの表示を今後考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第9号 上里町事務手数料条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 町長提出議案第10号 上里町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（伊藤 裕君） 日程第13、町長提出議案第10号 上里町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第10号 上里町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第10号 上里町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴う所要の改正を行いたく本案を提案するものでございます。

概要でございます。災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹を加えるため、条例の一部を改正いたしたく本案を提案するものでございます。

次に、条文の骨子について御説明申し上げます。

第4条につきましては、災害弔慰金を支給する遺族及び順位について規定している条文でございます。第1項第1号中「維持していた遺族」の下に「（兄弟姉妹を除く。以下この項について同じ。）」を加えまして、兄弟姉妹については第3号で規定することを明文化したものでございます。

加える第3号では、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれも存在しない場合は、死亡者と同居、または生計を同じくしていた兄弟姉妹がいた時は、その兄弟姉妹に災害弔慰金を支給することとしたものでございます。

附則につきましては、この条例は公布の日から施行し、改正後の兄弟姉妹に関する部分は平成23年3月11日以降に生じた災害から適用することとしたものでございます。

以上、上里町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。慎重御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第10号 上里町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 町長提出議案第11号 上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議長（伊藤 裕君） 日程第14、町長提出議案第11号 上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第11号 上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第11号 上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。児童福祉法の改正等に伴う文言整理のため、本案を御提案申し上げるものでございます。

概要でございます。児童福祉法の改正に伴い、用語の定義の中で引用している条文の文言整理と、届け出対象の明確化のため、条例の一部を改正いたしたく本案を提案するものでございます。

次に、条文の骨子について御説明を申し上げます。

第2条につきましては、用語の定義について規定している条文でございます。第3項の養育者の定義の中で、児童福祉法で定めているものについて条文を引用していますが、児童福祉法の改正による条文が変わるための文言整理でございます。

第8条は、届け出義務についての定めでございます。第2項の届け出の対象範囲を明確にするための改正で、扶養義務者も含めた家庭の現況を届けることとする改正でございます。

附則につきましては、施行日を平成24年4月1日としています。

以上で、上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。慎重御審議をいただきまして、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第11号 上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 町長提出議案第12号 上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部  
を改正する条例について

議長（伊藤 裕君） 日程第15、町長提出議案第12号 上里町重度心身障害者医療費支給に  
関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第12号 上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部  
を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第12号 上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を  
改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。児童福祉法、障害者自立支援法等の改正に伴う文言整理、  
取り扱いの変更のため、本案を御提案申し上げるものでございます。

概要でございますけれども、児童福祉法の改正による文言の整理、児童福祉法及び障害者自  
立支援法の改正による障害児施設入所者に対する住所地特例の取り扱いの変更、旧法指定施設  
の移行期間終了による条文の削除、身体障害者福祉法の改正による住所地特例の追加のため、  
条例の一部を改正いたしたく本案を提出するものでございます。

次に、条文の骨子について御説明を申し上げます。

第3条につきましては、対象者についての規定をしている条文でございます。第1項第1号  
で、上里町内に住所を有する者で次に掲げる者を除くとなっております。口の改正は、障害者  
自立支援法による旧法施設の移行期間が終了したため身体障害者福祉法の規定に変更するもの  
でございます。

への改正は、児童福祉法の改正による文言整理と、住所地特例を規定するための改正ござ  
います。

第3号は、旧法施設の入所者について規定しておりますが、旧法施設の移行期間が終了した  
ため、身体障害者福祉法の規定に変更するものでございます。

第7号につきましては、児童福祉法の改正による文言整理と住所地特例を規定するための改  
正でございます。

第2項は、対象としないものの規定でございます。第2号の改正は児童福祉法の改正による

文言整理でございます。

附則につきましては、施行期日を平成24年4月1日としています。

経過措置については、現在の条例で受給者証の交付を受けている者は改正により対象者でないこととなった場合においても、入所している施設等を退所するまでは対象者とみなすこととしております。

以上で、上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。慎重御審議をいただきまして、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第12号 上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時05分休憩

午前10時20分再開

議長（伊藤 裕君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16 町長提出議案第13号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長（伊藤 裕君） 日程第16、町長提出議案第13号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第13号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第13号について、上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。国民健康保険被保険者の健康の保持と増進を図るため、保健事業として指定保養施設利用補助を行ってまいりました。医療制度改革により特定健康診査、特定保健指導が保険者に義務づけられたことにより、人間ドック等の予防健診補助をより一層推進し、特定健康診査等の受診率の向上と被保険者の健康管理を図るため、国民健康保険の厳しい財政状況にかんがみ、指定保養施設利用補助を廃止し、上里町国民健康保険条例について所要の改正を行いたく、本案を提出するものでございます。

次に、改正の内容について御説明を申し上げます。

上里町国民健康保険条例第9条第1項第4号の「指定保養施設利用補助」を削除し、第5号を第4号に改めるものでございます。

附則であります。この条例は平成24年4月1日から施行し、この条例の施行日までに申請された指定保養施設利用補助金については、なお従前の例とするものでございます。

以上で、上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。慎重御審議をいただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑ありませんか。

8番、新井實議員。

〔8番 新井 實君発言〕

8番（新井 實君） 指定保養施設利用補助金が廃止になるようなわけですけれども、23年度における指定保養施設の利用者はどのくらいあったんでしょうか。また、その金額について、概要で結構ですから、よろしくをお願いします。

議長（伊藤 裕君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 高杯一美君発言〕

健康保険課長（高杯一美君） 御説明いたします。

今現在、件数として24件、金額としては11万2,000円ほどを支出してございます。あと1カ



月ございますので、若干伸びるかとは思われます。

以上でございます。

議長（伊藤 裕君） 8番、新井實議員。

〔8番 新井 實君発言〕

8番（新井 實君） すいません、ちょっと追加で申しわけございません。

指定利用施設は、どこの場所に何件くらいあったんでしょうか。

議長（伊藤 裕君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 高杯一美君発言〕

健康保険課長（高杯一美君） 町の指定という形で、産業振興課のほうでやってございます協定旅館、それを併用させていただいていますので、群馬県が主体になるかと思えます。

議長（伊藤 裕君） 8番、新井實議員。

〔8番 新井 實君発言〕

8番（新井 實君） どこに幾つあったんですか。

議長（伊藤 裕君） 副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 保養施設の関係でございますけれども、山の家ということで、場所につきましては、伊香保、草津、猿ヶ京、水上、新潟、戸倉上山田、四万、神川町ということでございます。

海の家につきましては、寺泊の観光協会の民宿等、それとほかのところは1件ということでございます。

海の家、山の家ということで指定をされております。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第13号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 町長提出議案第14号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例について  
議長（伊藤 裕君） 日程第17、町長提出議案第14号 上里町介護保険条例の一部を改正する  
条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第14号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例について。  
御提案申し上げました議案第14号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例について、提  
案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。第5期介護保険事業計画策定に伴い、第1号被保険者の介  
護保険料の改定をいたしたく、本案を御提案申し上げるものでございます。

改正の概要でございますが、第5期の介護保険事業計画の見直しの中で、今後の高齢者、第  
1号被保険者の増加に伴い、要介護認定者と介護サービス費の増加が見込まれるので、高齢者  
人口の伸びやサービス利用料の伸びを平成24年度から26年度までの3カ年について推計し、第  
1号被保険者の保険料を設定するものでございます。

次に、改正条文の骨子について御説明を申し上げます。

条例第3条保険料率については、保険料について規定したものでございます。保険料の額に  
ついては、第1号を「2万400円」から「2万6,500円」に改めるものでございます。基準額の  
0.5倍とするものでございます。

第2号を「2万400円」から「2万6,500円」に改めるものでございます。基準額の0.5倍と  
するものです。

第3号を「3万600円」から「3万9,800円」に改めるものでございます。基準額の0.75倍と  
するものでございます。

第4号を「4万800円」から「5万3,100円」に改めるものでございます。上里町の基準額で  
月額4,425円とするものでございます。

第5号を「4万4,800円」から「5万8,400円」に改めるものでございます。基準額の1.1倍  
とするものでございます。対象となりますのは、本人住民税課税で、前年の所得金額125万円  
未満の方でございます。

第6号につきましては、「5万1,000円」から「6万6,400円」に改めるものでございます。  
基準額の1.25倍とするものでございます。

第7号については、全各号のいずれにも該当しない場合で、基準額の1.5倍となる方で、「7万9,700円」を設定するものでございます。対象となりますのは、本人住民税課税で前年度の所得金額は190万円以上の方でございます。

附則の改正につきましては、平成24年度から26年度までの保険料率を特例で規定するもので、特例4段階として4万7,800円を設定するものでございます。対象となりますのは、世帯のどれかに住民税課税の方がおり、本人住民税非課税で前年の収入金額80万円以下の方でございます。

施行期日については、平成24年4月1日からでございます。

以上で、上里町介護保険条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。慎重御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑ありませんか。

10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 1点お尋ねいたします。

第6段階と第7段階にかかわるところだと思いますけれども、国の指針に基づいて本人住民税課税で合計所得金額が200万円から190万円に引き下がったことによる影響は、上里町では何人に該当するのでしょうか。

議長（伊藤 裕君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 高杯一美君発言〕

健康保険課長（高杯一美君） これはあくまでも想定なんですけれども、今年の税制改正がございまして、確固たる数字というのは求められない状況でありまして、全体の人数でしか調整はさせていただいておりません。

以上でございます。

議長（伊藤 裕君） 10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 今年度、また税制改正がありますので、全部の段階で多少の人数のずれは起きてくるというふうに思いますけれども、計画段階においては現状の23年度で一応計画されているのかなというふうに思うんですけれども、23年度で見た場合、その10万円の差のところまでどれだけ変動が見込まれるのでしょうか。現状でお尋ねいたします。

議長（伊藤 裕君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 高杯一美君発言〕

健康保険課長（高杯一美君） 一応、現行6段階の方979人、全体のうち16%を想定しております。それで7段階の方については600人、全体の9.65%程度という形で出現率を見込んでおります。

議長（伊藤 裕君） 10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） ただいまの人数は、現在の、23年度の実数というふうに伺っていいんでしょうか。そうであるならば、これが200万から190万に引き下がった場合には、この979人のうち何人がこの600人のほうの7階層のほうに移行するんでしょうか。

議長（伊藤 裕君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 高杯一美君発言〕

健康保険課長（高杯一美君） 今申し上げた数字は、今回の推計、人数でございますので、現段階の所得段階との比較は手元にはないような状況でございます。

議長（伊藤 裕君） 10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） いわゆる24年度以降のことに関しましては税改正があるわけで、まだこれから申告などをしていただいて、明らかになってくる部分で、あくまでも想定だというふうに思います。

そうしますと、200万から190万に引き下がることによってどれだけ影響が、上里町の中であるのかなということ具体的を知るためには、現年度で、もしこれが変わった場合にはどうなのかというふうに見るしかないのかなというふうに私は思うんですけども、これは国の指針で決まったことですから、やむを得ないというふうに言われればやむを得ないわけなんですけれども、このわずかの差が本当に大きく、現行第6段階であってもそのまま今回は1万5,400円も値上げするにもかかわらず、わずか10万の差で、今度は一気に7段階に持っていかれると、うんとその差は大きくなるわけですね。

だから、このところで何人の方が、このことによって影響を被るのかなということは非常に重大だなというふうに私は思っています。ぜひ、後でもいいので、教えていただきたいなというふうに思います。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 10番の沓澤幸子です。

議案第14号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例について、反対でありますので、討論したいと思います。

この介護保険の今回の条例の中身は、主に保険料の変更であると思います。確かに3年ごとの見直しでサービス、また高齢化率等を勘案した場合に、保険料を見直せば必ず上がっていくということは、どの市町村においてもやむを得ないような、これは制度上の問題としてあるというふうに思います。

しかしながら、今、年金が一方では減らされて、そして保険料だけが、サービスが増えるからやむを得ないという説明のもとに増やされていく、こういう現状の中で、住民の暮らしはもう持ちこたえられないような状況に来ているというふうに思います。

全国でも数少ない自治体でありますけれども、一般会計から若干持ち出して高い保険料を据え置く、または値上げ幅を低くする、そういう努力をしているところもあるわけであります。そうした中で、今回の値上げの幅の大きさは本当に高齢者、第1号被保険者の生活を圧迫するというふうに私は考えます。

特に、上里町におきましては、第1階層から第4階層の手前、いわゆる基準の手前までのお年寄りの第1号被保険者の人数が2,958人、これは24年度の試算でありますけれども、その占める割合は48.3%、約半数の方が基準値に満たない階層であるということも、この保険料を高くする要因になっているというふうに思いますけれども、こういう低い生活水準にある第1号被保険者に対して、耐えられない負担増になっていることに対して反対であります。

議長（伊藤 裕君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第14号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 町長提出議案第15号 上里町印鑑条例の一部を改正する条例について

議長（伊藤 裕君） 日程第18、町長提出議案第15号 上里町印鑑条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第15号 上里町印鑑条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第15号 上里町印鑑条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、住民基本台帳法の一部改正により、外国人住民が新たに住民基本台帳法の適用対象となることに伴い、印鑑登録等に関する規定を整理するため、本案を提出するものでございます。

次に、条文の概要でございます。各条文の改正内容について、御説明を申し上げます。

まず、第2条及び第4条の改正部分につきましては、外国人登録証明書や外国人登録原票の廃止に伴い整備するものでございます。

次に、第5条の改正規定は、印鑑登録原票に登録する事項として、外国人住民の通称や氏名のカタカナ表記を追加するものでございます。

次に、第6条の改正規定は、第5条の改正と同様に、外国人住民の通称や氏名のカタカナ表記を追加するものでございます。

次に、第12条の改正規定は、印鑑登録の職権抹消に関する規定を整備するものでございます。

次に、第13条の改正規定は、第5条の改正に伴い整備するものでございます。

附則でございますが、第1項が施行期日でございます。この条例は平成24年4月9日、これは住民基本台帳法の一部改正の施行日と同日でございます。この日から施行するものでございます。

第2項、第3項、第4項につきましては、経過措置を規定したものでございます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第15号 上里町印鑑条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 町長提出議案第16号 上里町自転車等放置防止条例について

議長（伊藤 裕君） 日程第19、町長提出議案第16号 上里町自転車等放置防止条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第16号 上里町自転車等放置防止条例について。

御提案申し上げました議案第16号 上里町自転車等放置防止条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、公共の場所における自転車等の放置による生活環境の障害を防止し、良好な生活環境の保持に資することを目的に条例を制定したく、本案を提出するものでございます。

なお、この内容につきましては、神保原駅南駐輪場に伴います路上駐車場の対策、自転車の撤去、禁止区域の選定等々も念頭に置きながら制定をしたく、本案を提出するものでございます。

それでは、条文の概要について御説明を申し上げます。

第1条関係につきましては、この条例の目的を設定したもので、提案理由でも申し上げたとおり、公共の場所における自転車等の放置による生活環境の障害を防止し、良好な生活環境の保持に資することを目的とするものでございます。

次に、第2条につきましては、用語の定義を規定したものでございます。

第3条は、自転車等駐車場の設置や、自転車等の放置防止の指導、啓発に努めることを町長の責務として規定したものでございます。

第4条は、関係機関との協議、第5条から第7条につきましては、事業者や自転車等の販売店、自転車等の利用者の責務をそれぞれ規定したものでございます。

第8条が放置禁止区域の指定に関する規定でございます。自転車等が放置され、又は放置されるおそれがある場所を放置禁止区域とすることができ、規定をする場合、放置自転車等対策協議会の意見を聞くとともに、指定したときは告示し、標識を設置するというものでございます。

第9条は、放置禁止区域の変更に関する規定で、第10条は、放置自転車等の撤去に関する事項等を第1項から第6項まで規定したものでございます。

第11条は、撤去した自転車等の保管後の措置を規定したものでございます。

第12条は、撤去の費用徴収を規定したもので、自転車は1,000円、原動機付き自転車は2,000円を自転車等の利用者等から徴収するものでございます。

なお、この規定の適用につきましては、1年間は撤去費用を徴収しないで、平成25年4月1日から徴収する旨を附則で規定しているところでございます。

第13条は、放置自転車等対策協議会に関する規定であります。委員15人以内で組織していこうということでございます。

第14条は、規則への委任でございますが、条例で規定しきれない部分につきましては、規則で定める旨を規定したものでございます。

附則でございますが、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

なお、先ほども御説明申し上げましたが、撤去費用の徴収につきましては、平成25年4月1日から施行するものでございます。

慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 討論がないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第16号 上里町自転車等放置防止条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。



よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 町長提出議案第17号 上里町空き家等適正管理条例について

議長（伊藤 裕君） 日程第20、町長提出議案第17号 上里町空き家等適正管理条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第17号 上里町空き家等適正管理条例について。

御提案申し上げました議案第17号について、上里町空き家等適正管理条例の提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。管理不全となっている空き家等の適正管理について、処理手順を体系的に取りまとめ、建築物等の危険排除、防火、防犯、環境保全に資するため、本案を御提案申し上げるものでございます。

概要でございます。上里町につきましては、昭和40年代から東京のベッドタウン的な位置づけといたしまして、人口が急増し、発展を遂げてきたところでございます。40年余りを経過して、当時建設された住宅は老朽化し、所有者の高齢化や経済的な理由等によりまして、管理不全な空き家が増えてまいりました。

その結果、近隣住民が不審者の侵入や放火などの不安を抱いたり、樹木や住宅の破損による飛散などの迷惑を受けたりすることについて、町の相談件数も増えてまいりました。

平成23年3月集計の区長による調査では、171件の空き家等の情報が寄せられております。これまで住民から空き家に関する相談がございますと、建物に関する場合は、まち整備課、雑草や樹木の場合につきましては、町民環境課というように、内容によって個別の部署が対応してまいりました。

しかし、雑草が枯れて火災の危険がある場合は、両方の課に関係があり、窓口の統合を図り、役場内で横の連携を図る必要がございます。そのため、空き家相談は、総務課安全まちづくり係を窓口といたしまして、関係部署と連携してまいりたいと思っております。

また、これまで法的な根拠がなかったことから、個人の財産について何を根拠に調査したり連絡してくるのかなど、所有者の対応に苦慮しておりましたが、この条例を根拠といたしまして、理解を得ることができるようになると考えております。

次に、条文の骨子について御説明を申し上げます。

第1条は、放置された空き家等が管理不全な状態となることを防止し、生活環境の保全、防

犯の町づくりを推進することを目的とするものでございます。

第2条は、用語の定義を定めたものでございます。1、空き家等とは、常時無人の建築物のみならず、工作物や宅地も含めております。2といたしまして、管理不全な状態とは、倒壊や飛散などの危険な状態、火災や犯罪が融和されるおそれのある状態、雑草や資材の放置等で環境を損ねている状態を指します。3の所有者等とは、所有者のほか空き家等を管理しているものを指します。4、町民には滞在する者や通勤、通学する者も含めております。

第3条は、空き家等の適正管理を定めた条文でございます。所有者等は、空き家等が管理不全な状態にならぬよう、適正な維持管理を行うことを定めております。

第4条は、町民の情報提供の義務について規定をしております。

第5条は、管理不全の空き家等について、実態調査を行うことができると定めております。

第6条は、管理不全と認めたときは、所有者等に対して助言または指導することができるとし、それでも改善されない場合は、第2項で勧告することができるとしております。

第7条は、それでも勧告に応じない場合、履行期間を定めて必要な措置を講じるよう命ずることができるとしております。

第8条は、命令にも従わない場合、住所、氏名、空き家等の所在地、命令内容等を公表することができるとしています。なお、公表前には所有者等に意見を述べる機会を設けております。

第9条は、警察等の関連機関と連携し、必要な措置を要請できることを定めています。

第10条については、規則への委任についての規定でございます。

附則につきましては、施行期日を平成24年7月1日としております。

以上で、上里町空き家等適正管理条例の提案及び内容説明とさせていただきます。慎重御審議をいただきまして、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑ありませんか。

10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 先ほど現在171件のそうした空き家等の管理に値いする物件があるというふうに言われたと思いますけれども、この内容というんでしょうか、個人のもの、また企業等事務所のもの、そうしたものの内訳はどのくらいなんでしょうか。お尋ねします。

議長（伊藤 裕君） 総務課長。

〔総務課長 戸矢隆光君発言〕

総務課長（戸矢隆光君） 171件の内容につきましては、ほとんどが個人の所有物でござい

ます。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第17号 上里町空き家等適正管理条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 町長提出議案第18号 上里町営住宅条例の一部を改正する条例

議長（伊藤 裕君） 日程第21、町長提出議案第18号 上里町営住宅条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第18号 上里町営住宅条例の一部を改正する条例について。

議案第18号 上里町営住宅条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

公営住宅法の一部改正に伴い、町営住宅に単身で入居できる高齢者、身体障害者等の資格要件を定めたいことと、入居予定者の選定の特例について、より明確に定義するため、上里町営住宅条例についての所要の改正を行いたく、本案を提出するものでございます。

次に、改正の内容について御説明を申し上げます。

平成23年5月に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法令の公布によりまして、公営住宅法等の改正で入居者資格の1つでございます同居親族要件が平成24年4月1日から廃止をされました。そして、地方の実情に応じて選択肢が広がるものとなりました。

上里町では、町営住宅の入居希望者の応募倍率が高倍率であることや、単身者向けの住宅が

ないため、これまでどおり同居親族要件を条例で定めようとするものでございます。

その例外といたしまして、特に居住の安定を図る必要があるものとして、高齢者や障害者などの単身入居を可能とする条例の一部改正を行うものでございます。

また、公営住宅法施行令において、公営住宅の入居収入基準が改正をされました。入居収入基準については、一般世帯（本来階層）でございますけれども、月額15万8,000円を参酌基準といたしまして、特に居住の安定を図るべき世帯（裁量階層）は月額25万9,000円を上限として事業主体が定めることとなっています。

この改正を受けまして、上里町営住宅における入居収入基準の取り扱いについて改正を行うものでございます。

なお、上記改正に加えまして、入居決定者の選定の特例について、規定が現状にそぐわなくなっている部分もございますため、改正するものでございます。

改正の内容でございます。

現行の上里町営住宅条例第6条第1項に定められている同居親族要件は、そのまま維持をいたします。

同居親族要件の例外として認められるものについては、現在公営住宅法施行令で定められている者を第6条第1項で定めます。

例外として定める者は、60歳以上の者、身体障害者福祉法施行規則に規定する1級から4級の者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に規定する1級から3級の者、知的障害者で精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に規定する1級から3級程度の者、戦傷病者特別援護法による者、原子爆弾被害者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者、生活保護法に規定する被保護者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に規定する給付を受けている者、海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者、ハンセン病療養所入所等に関する補償金の支給等に関する法律に規定する者、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に規定する者でございます。

住宅に困窮する所得の低い世帯は、全国どこにおいても一定の入居機会が確保されることが望ましいといたしまして、現行どおりの基準額で、基準額は政令で示されたことから、第6条第2号イでは、上里町においても現行のとおり月額15万8,000円と規定するものでございます。

特に居住の安定を図るべき世帯（裁量階層）の入居収入基準については、所得の低い世帯への住宅供給を目的とする公営住宅の適正な管理の面や、応募倍率の上昇を招くことなどが考えられるために、第6条第2項ロで、上里町におきましては現行どおり月額21万4,000円と規定するものでございます。

第6条第2号八では、災害被災者への入居収入基準について、現行どおり被災の日から3年間は裁量階層の入居収入基準を準用し、以降は本来階層の入居収入基準を準用すると規定したものでございます。

入居予定者選定の特例を定めた第10条につきましては、既に廃止となっております法律に基づく炭鉱離職者等が規定されているなどとしているため、改正を行うものでございます。

第10条では、次の各号に規定する場合に、別に戸数を定めて入居予定者を選定できると規定をしております。

第1号では、第5条で公募の例外として、災害による住宅の滅失や不要住宅の撤去などが定められていますが、これらを該当させております。

第2号では、母子家庭で20歳以下の児童を扶養している者。3号では、60歳以上の血族または姻族のみと同居する60歳以上の者を。

第4号では、身体障害者福祉法施行規則に規定する1級から4級の者、戦傷病者手帳の交付を受けている者で障害の程度が恩給法の特別項症から第6項症または第1款症のものである者。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に規定する1級から2級までの精神障害者、知的障害者で精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に規定する1級から2級程度の者を該当させております。

第5号では、前号に掲げる者と同居する者を規定し、第6号では町長が特に住宅に困窮していると認める者を規定しております。

附則でありますけれども、施行期日は平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上、上里町営住宅条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。慎重御審議をいただきまして、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑ありませんか。

10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 10番の沓澤です。

町営住宅、いつも何ていうんでしょうか、募集がかかるとすぐに埋まるという状況だと思っておりますけれども、待機待ちというんでしょうか、入りたいけれども、なかなか優先順位の方が先になって入れないで、入所を待っているという方はどのぐらいおられるんでしょうか。

議長（伊藤 裕君） まち整備課長。

〔まち整備課長 岩田貞祐君発言〕

まち整備課長（岩田貞祐君） 町営住宅の入居につきまして、待機とか、そういったものは設けないことになっておりまして、その都度、募集して抽選によりまして入居可能な方が入居する。

それから、はずれてまた住宅に入りたいという方につきましては、次の募集があった時に新たに申し込んでいただくと、そういうことになっております。ですから、待機している方というのはございません。

以上です。

議長（伊藤 裕君） 10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） そうしますと、この間の募集をかけたときの倍率はどのようになっていますか。

議長（伊藤 裕君） まち整備課長。

〔まち整備課長 岩田貞祐君発言〕

まち整備課長（岩田貞祐君） 前年の例でございますけれども、前年につきましては2回募集、空き家が出ましたので、計4戸の募集を行っております。その中で25人の応募者がおりました。倍率につきましては、約6倍の応募があったということになっております。

以上です。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第18号 上里町営住宅条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 町長提出議案第19号 児玉都市計画事業神保原駅南土地地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例について

議長（伊藤 裕君） 日程第22、町長提出議案第19号 児玉都市計画事業神保原駅南土地地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第19号 児玉都市計画事業神保原駅南土地地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第19号について、児玉都市計画事業神保原駅南土地地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

神保原駅南土地地区画整理事業の換地処分を平成24年度に予定しております。清算金の貸付利率等について所要の改正を行いたく、本案を提出するものでございます。

次に、改正の内容について御説明を申し上げます。

児玉都市計画事業神保原駅南土地地区画整理事業は、昭和59年3月に事業着手し、約28年間事業推進を行い、平成24年度には換地処分を予定しております。換地処分後に清算金の徴収、交付を行います。現行の条例では、清算金の利子について6%と定められております。徴収の場合、金額によりますが、最長5年間の分割納付が認められております。現在の金利状況から比較をいたしまして、6%の利率が高くなっていることと、高額となる方もあり、分割納付を希望される方が多いと考えております。

このため、他市町の利率の状況を勘案し、普通地方長期資金の利率とする条例の一部改正を行うものであります。

なお、平成24年2月時点の普通地方長期資金の利率は0.3%となります。また、元利均等半年賦償還とするために伴う改正もあわせて行います。

改正の内容でございますが、第26条第2項については、清算金を分割徴収する場合も、分割交付する場合も、利子を6%と定めていたものを、同項第1号で分割徴収する清算金については、普通地方長期資金のうち元利均等半年賦償還、固定金利方式、償還期限5年以内、固定金利方式の条件による利率とし、また上限を6%と改正するものでございます。

また、同項第2号では、分割交付する清算金を今までどおり年6%とするものでございます。

同条第3項においては、前項第1号で元利均等半年賦償還という条件を設定するため徴収、交付についても、納付期限を半年ごとに改正するものでございます。

附則でございますが、施行期日は平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上、児玉都市計画事業神保原駅南土地地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正す

る条例の提案及び内容説明とさせていただきます。慎重御審議をいただきまして、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第19号 児玉都市計画事業神保原駅南土地地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 15 分休憩

午後 1 時 30 分再開

議長（伊藤 裕君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 23 町長提出議案第 20 号 児玉都市広域市町村圏組合の共同処理する事務及び規約の変更並びに財産処分について

議長（伊藤 裕君） 日程第23、町長提出議案第20号 児玉都市広域市町村圏組合の共同処理する事務及び規約の変更並びに財産処分についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第20号 児玉都市広域市町村圏組合の共同処理する事務及び規約の変更並びに財産処分について。

御提案申し上げました議案第20号 児玉都市広域市町村圏組合の共同処理する事務及び規約



の変更並びに財産処分についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。児玉都市広域市町村圏組合の共同処理する事務及び同組合規約を変更すること、並びに財産処分について協議したいので、地方自治法第290条の規定により提案するものでございます。

主な改正点を御説明申し上げます。

児玉都市広域市町村圏組合規約第3条で、共同処理する事務を定めております。このたび視聴覚ライブラリーに関することを廃止するため、同条第14号を削るものでございます。

この規約の施行期日は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

次に、改正の経緯を御説明申し上げます。

視聴覚ライブラリーは、昭和57年に埼玉県児玉教育事務所より移管を受け、当組合が各種団体へ16ミリフィルムを初めとする教材の貸し出しを行ってまいりました。平成17年度からは、ビデオソフトを、平成21年度からはDVDソフトをそれぞれ追加して貸し出しを行ってまいりました。

この間、構成市町での図書館の整備や民間企業による映像ソフトレンタルの普及などによって、住民ニーズや環境が変化し、その必要性も希薄となってまいりました。加えて、近隣の団体である市町村圏組合でも平成19年度、平成20年度に2団体が事業を廃止しております。

当組合でも構成市町とも協議を進め、平成23年度をもって廃止することとし、共同処理する事務の廃止に伴う視聴覚ライブラリーにかかわるフィルムやソフトは財産の有効利用を考慮して、本庄市に帰属することといたしました。

以上、児玉都市広域市町村圏組合の共同処理する事務及び規約の変更並びに財産処分についての提案及び内容説明とさせていただきます。慎重御審議をいただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第20号 児玉都市広域市町村圏組合の共同処理する事務及び規約の変更並びに財産処分についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 町長提出議案第21号 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議長（伊藤 裕君） 日程第24、町長提出議案第21号 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第21号 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について。

御提案申し上げました議案第21号 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。住民基本台帳法の一部改正に伴い、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を変更するため、地方自治法第291条の3第1項の規定により、広域連合を構成する市町村での協議を経て埼玉県知事の許可を受ける必要がございます。

この広域連合規約の変更の協議を行うためには、地方自治法第291条の11の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないため、本案を提出するものでございます。

次に、改正の内容について御説明を申し上げます。

日本の国籍を有しない者について適用除外している現行の住民基本台帳法が改正され、平成24年7月より外国人住民についても住民基本台帳法の適用対象に加えられることになり、現行の外国人登録制度の廃止に伴い、埼玉県後期高齢者広域連合規約の別表第2、第17条関係の備考第1項及び第2項中の「及び外国人登録原票」を削るものでございます。

附則でありますけれども、施行期日は埼玉県知事の許可のあった日から施行し、経過措置として、改正後の埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の規定は、平成25年度以降の関係市町村の負担金について適用し、平成24年度分までの関係市町村の負担金については、なお従前の例によるものでございます。

以上、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての提案及び内容説明とさせていただきます。慎重御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第21号 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25 町長提出議案第22号 上里町道路線の廃止について

日程第26 町長提出議案第23号 上里町道路線の認定について

議長（伊藤 裕君） 日程第25、町長提出議案第22号 上里町道路線の廃止についての件、日程第26、町長提出議案第23号 上里町道路線の認定についての件、以上の2件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。なお、議案第22号から議案第23号までの説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第22号 上里町道路線の廃止について。

議案第22号 上里町道路線の廃止についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由といたしましては、払い下げ申請により上里町道路線の廃止をたく、本案を提出するものでございます。

上里町道路線の廃止につきましては、路線数1路線が未供用路線の払い下げ申請によるものでございます。詳細につきましては、お手元に配付いたしました廃止・認定路線調書のとおりとなっております。

以上をもちまして、上里町道路線の廃止についての提案及び内容説明といたします。慎重に御審議をいただきまして、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議案第23号 上里町道路線の認定について。

議案第23号 上里町道路線の認定についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由といたしましては、道路位置指定の寄附された道路について、上里町道路線の認定をしたく、本案を提出するものでございます。

上里町道路線の認定につきましては、路線数5路線が開発行為に伴う道路位置指定の寄附によるものでございます。詳細につきましては、お手元に配付をいたしました廃止・認定路線調書のとおりとなっております。

以上をもちまして、上里町道路線の認定についての提案及び内容説明といたします。慎重に御審議をいただき、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第22号 上里町道路線の廃止についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

これより議案第23号 上里町道路線の認定についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

散 会

議長（伊藤 裕君） 本日はこれをもって散会します。御苦労さまでした。

午後1時43分散会